

精進経を除き、正倉院文書中の優婆塞・優婆夷の貢進文書に頻出する。

例 優婆塞貢進解（『大日本古文書』卷二、所収）

誦経

観世音経

多心経

千手千眼陀羅尼

十一面根本陀羅尼

大通方広経陀羅尼

最勝王経金勝陀羅尼

大般涅槃経陀羅尼

八名普密陀羅尼

天平十五年正月九日僧靈福

（傍点は筆者）

このような経典は本木簡の冒頭部分の「四天王」に関連すると考えられる。すなわち、古代の辺要国とされた地域において、その地の守護を祈願して実施された「四天王法」などに必要とされた経巻かもしれない。

(3)は第Ⅳ層出土。表の右半分と裏面は完全に墨痕が削りとられている。

(4)は第Ⅴ層出土。裏面と表の下端部は剝離されている。

(5)は第Ⅴ層出土。曲物の底板か。

（平川 南）

秋田・払田柵跡

1 所在地 秋田県仙北郡仙北町払田

2 調査期間 一九七九年（昭五十四）四月～十二月

3 発掘機関 秋田県払田柵跡調査事務所

4 調査担当者 船木義勝・小西秀典

5 遺跡の種類 地方官衙跡

6 遺跡の時代 平安時代

7 遺跡及び墨書角材出土遺構の概要

払田柵遺跡は仙北平野の中央部にあり、北側に矢島川・鳥川、南側は九子川に挟まれ、長森・真山の二残丘が東西に並ぶ。外郭線は二丘陵を囲むように、内郭線は長森を囲むように廻っている。

第三〇次発掘調査は外郭南門跡より西へ約八〇〇mを対象とした。本調査は、外郭線角材列位置及び重複、堀及び櫓施設の共伴等の確認を目的とした。

墨書角材の出土場所は、外郭南門から約三〇〇m西方で、30―2地点と呼び、検出した遺構はSA三〇九角材列である。角材の埋設は上面幅〇・六～〇・六五m、底面幅〇・三五～〇・四mの布掘りをおこない、その壁に、あるいは、ほぼ中央に据えている。当地点の角材寸法は一辺平均一七・七×二〇・八cmである。墨書角材は底

部から現存先端まで高さ〇・八八m、木表・裏幅〇・二四m、こば面幅〇・二二mである。木裏はくさびのような工具で割られたのであろう。木表側は年輪面が磨かれたように光沢をもち、両こば面は手斧(幅五cm)により丁寧な面取りされている。下端は四方向から手斧で削られ、とくに両こば側からの削りが深い。角材のこば面左側に墨書がある。墨書は角材の底部から〇・三二mのところに、タテ六・二cm、ヨコ一・九cm間に三文字ある。墨書角材は偶然の発見で、墨書面がどの方向に埋置されていたかは不明であるが、地中であつたことは確実である。いままでの角材観察では、寸法の長い方を列方向に埋設していることが多いので、墨書面は角材と接していた可能性が高い。

8 墨書角材の積文・内容

墨書の積読については、平川南氏の御教示による。

「^{〔文カ〕}一百〇〇」

「枝」は古代における木材の数量単位である。通常、建物の柱は「根」または「枝」、板材は「枚」を用い、桁・長押など主として「枝」を用いている。「一百」の下部は墨痕がうすく、断定はできないが、右肩に「、」が付されていることから、ほぼ「一百枝」とみてよいようである。

9 関係文献

平川 南「角材墨書銘について」(『弘田柵跡調査



図1 弘田 跡角材墨書出土地点図

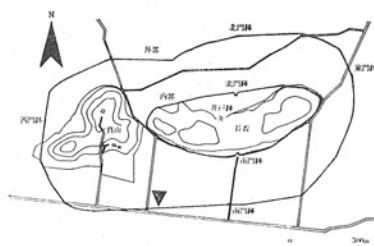


図2 弘田柵跡角材墨書出土地点概念図



写真 角材の墨書(部分)

事務所年報一九七九)

秋田県教育委員会弘田柵跡調査事務所

一九八〇年
(船木義勝)